

令和 3 年 月 日

行田市長 石 井 直 彦 様

行田市資源リサイクル審議会
会 長 田 尻 要

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申案）

令和 2 年 8 月 1 7 日付け行環第 8 8 5 号で諮問のありました標記の件について、行田市資源リサイクル審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、別添の行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定案）のとおり答申します。

本計画の実現に向け、基本理念及び基本方針に沿って積極的に取り組まれますよう要望します。

なお、審議の過程において、下記のとおり意見がありましたので付記いたします。

記

○剪定枝資源化施設の整備について

剪定資源化施設を整備する場合の建設費や施設維持管理費は、市が推計した費用よりもかなり高額になると考えられる。今後、人口減少が進み、市の財政状況も一層厳しくなる中、高額な固定経費を支出することは困難である。

このため、施設は整備せず、ごみ処理の有料化による財源確保を図った上で、民間業者に委託すべきである。